

# 令和6年度市道認定申請をされる方へ

市道認定は、下記の市議会に議案として提出されます。

## 1 受付期間の締切日

- ◎ 6月定例会市議会 3月22日（金）
- ◎ 9月定例会市議会 6月21日（金）
- ◎ 11月定例会市議会 9月20日（金）

## 2 道路敷地となるべき土地に、所有権移転登記に支障となる権利等（抵当権、地役権等）が設定されている場合は、それぞれ下記を締切日とします。

なお、提出後は速やかに抹消の手続きをしてください。

- ◎ 6月定例会市議会 2月22日（木）
- ◎ 9月定例会市議会 5月21日（火）
- ◎ 11月定例会市議会 8月20日（火）

※ 締切日以後は次回分として受け付けます。

## **3 市道認定基準、市道認定施行細則は、令和2年8月6日に改正され、令和2年8月14日から適用されます。**

**令和2年8月14日以後に申請される場合は、新しい市道認定基準、市道認定施行細則に適合するようにしてください。**

※ 申請書の提出先は所在地を管轄する各区役所地域整備課、北区役所土木農林分室、各支所産業建設課です。

※ 締切日以前の提出であっても、

- ① 事前に岡山市担当者の現地調査を受けていない
- ② 現地調査による指摘事項が修正されていない
- ③ 必要書類が揃っていない

などに該当する場合は、申請書が提出されても、正式な受理とはならず、不備なものとして扱います。この場合、不備が解消された時点での受理となります。締切日を過ぎても解消されない場合は、次回以降の対象となります。